

# 甲賀市男女共同参画の推進に関する条例（案）

## 目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第23条）

第3章 男女共同参画審議会（第24条）

第4章 雜則（第25条）

付則

## 前文（案）

甲賀市は、甲賀市総合計画において、『あい甲賀 いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち』を将来像とし、人と人との結びつきや絆を重視するとともに、すべての人びとの幸せを願い、個人として互いに尊重され、自分らしく生きることのできるまちを目指しています。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、職場や地域等の組織における政策・方針決定過程の中に女性の参画が少ない傾向にあります。また、結婚後も働き続ける女性の割合は年々増加傾向にありながら、家事や子育て、介護等家庭生活における役割の多くを女性が担っている現状があります。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化の進展等の急激な社会経済情勢の変化に対応し、市民が安心して暮らしていくためにも、男女がさまざまな分野と共に参画し、責任も豊かさも分かち合いながら、その個性と能力を十分に發揮し、チャレンジや活躍ができ、それが認められる男女共同参画社会を実現することが重要であります。

そこで、市民、市民活動団体、地域、企業・事業所、行政、学校など本市にかかるすべての人々が協力し主体的に男女共同参画社会を創るため、ここにこの条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 男女を問わず、性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいいます。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為（暴力その他身体的、精神的、性的及び経済的に有害な影響を及ぼす言動）をいいます。
- (5) ダイバーシティ 性別や人種などの違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様な人々が互いの違いを尊重し共に生きる社会をいいます。
- (6) ワーク・ライフ・バランス 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画及び女性の活躍は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) ダイバーシティを目指し、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として個性及び能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担を反映した社会の制度及び慣行が、男女の社会における活動の選択を阻害することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、すべての団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性について理解を深め、妊娠又は出産に関する事項に関し双方の意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようすること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを理解し、国際的協調の下に行われること。
- (7) 男女の社会における活動の不均等を是正し、職場、地域その他のあらゆる分野における女性の活躍とともに家庭における男性の参画を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施するものとします。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国、県その他の地方公共団と連携を図るよう努めなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければなりません。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければなりま

せん。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、女性の活躍を推進し、男女が事業活動に対等に参画する機会を確保するとともに、男女が職業生活及び子育て、介護などの家庭生活を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取組み、就業環境づくりに努めなければなりません。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければなりません。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの行為を行ってはなりません。

(市民に広く表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、市民に広く表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどを助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を用いないよう配慮しなければなりません。

## 第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとします。

2 市長は、男女共同参画計画の策定又は見直し並びに変更をするに当たっては、あらかじめ第24条第1項に規定する甲賀市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者、各種の団体及び教育に関わる人の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとします。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとします。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画を推進しなければなりません。

(広報活動等の促進)

第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画についての理解を深めるため、市

広報紙又は市ホームページ並びにソーシャル・ネットワーキング・サービスなどにより広報活動、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。

(市民等の活動に対する支援)

第12条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に対して、情報の提供、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとします。

(相談への対応)

第13条 市は、性別による差別的取り扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関し、市民及び事業者からの相談に応じるとともに、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとします。

(苦情の処理)

第14条 市は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申し出を受けた場合は、適切に対応するものとします。この場合において、市長は、必要があると認めたときは、第24条第1項に規定する甲賀市男女共同参画審議会の意見を聞くことができるものとします。

(積極的改善措置)

第15条 市は、あらゆる分野における活動に当たり、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者、各種の団体及び教育に関わる人と協力し、積極的改善措置を講じるよう努めるものとします。

2 市長その他執行機関は、附属機関の委員の任命及び委嘱の場合に当たり男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、積極的改善措置を講じるよう努めるものとします。

3 市は、男女共同参画の不均衡を是正し、女性の社会における活躍を推進するため、次に掲げる積極的改善措置を講じるよう努めます。

(1) 職業生活と家庭生活との円滑な両立が可能となるよう、保育、介護の支援の環境整備を図ること。

(2) 女性の職業生活における活躍を推進するため、事業者に対し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずること。

- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、積極的に女性職員の登用及び育成を図ること。
- (4) 男女がともにまちづくりに参画できるように、地域コミュニティにおける意思決定の場への女性の参画の推進を図ること。
- (5) 女性が主体となった市民活動の促進を図ること。
- (6) 前各号に掲げるものの他、女性活躍の推進を図ること。

(地域コミュニティ等における男女共同参画の推進)

第16条 区・自治会・自治振興会などの地域コミュニティの団体は、その活動を行うに当たって、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めるものとします。

2 市は、前項に規定する団体における男女共同参画の推進を図るため、情報提供その他必要な支援に努めます。

(就業環境における男女共同参画の推進)

第17条 事業者は、就業環境における次に掲げる取組の推進を行います。

- (1) 男女が個人として能力を発揮する機会の確保
- (2) 男女が職場における活動と家庭生活における活動との両立を図るための支援
- (3) セクシュアル・ハラスメントの防止

2 市は、事業者の前項各号に掲げる取組を推進するため、積極的に情報提供その他の必要な支援を行います。

3 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めたときは、事業者に対し、第1項の取組の状況について報告を求めることができます。

(教育、保育及び学習の推進)

第18条 社会のあらゆる分野で、教育及び保育に携わる立場にある人は、男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を十分認識し、基本理念に基いた教育又は保育に努めるものとします。

2 市は、男女共同参画についての理解を深め、性別による固定的な役割分担に捉われない多様な選択を可能にするための教育及び保育を推進します。

(家庭生活及び職業生活などの両立支援並びに生涯を通じた男女の健康支援)

第19条 市は、男女がともに子育て、介護その他の家庭生活における活動及び地

域コミュニティ、職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立することができるよう、環境整備など必要な支援を行うものとします。

2 市は、女性が妊娠及び出産に関わる身体機能を持つことに配慮するとともに、男女の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るため、健康相談、医療の整備その他必要な措置を講じなければなりません。

(ドメスティック・バイオレンスなどの被害者などへの支援)

第20条 市は、第7条に掲げる行為の被害者などに対し、関係機関などと連携を図り、必要な支援を行うものとします。

(推進の体制)

第21条 市は、市民、事業者、各種団体及び教育に関わる人との協働のもとに、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとします。

2 市は、男女共同参画施策を実施し、市民、事業者、各種団体及び教育に関わる人による男女共同参画の取組を支援するための拠点を整備するよう努めるものとします。

3 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとします。

(調査研究等)

第22条 市は、男女共同参画施策を効果的に実施するために必要な情報の収集及び調査研究を行うものとします。

(年次報告)

第23条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

### 第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第24条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、甲賀市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置きます。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議します。

(1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。

- (2) 市民又は事業者から申し出のあった苦情に係る措置に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策の基本的事項及び重要事項に関すること。
- 3 審議会は、この条例の規定に基づく事項のほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができます。
- 4 審議会は、委員15人以内で組織し、市長が委嘱する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないものとします。
- 5 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び市民から公募した者のうちから市長が委嘱します。
- 6 委員の任期は、2年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 7 委員は、再任することができます。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

#### 第4章 雜則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

#### 付 則

この条例は、平成30年 月 日から施行します

